

合併後も定員適正化を推進します

秋田市では、平成15年度から平成24年度までの10年間で、総職員数を約270人(8.2%)減の3,049人とする「定員適正化計画」に基づき、職員数の削減につとめています。

来年1月11日の河辺町、雄和町との合併により、職員数は一時的に増加しますが、新市においても効率の良い業務体制を構築し、個々の職員の能力を最大限活用しながら、増員をできるだけ抑制していきます。

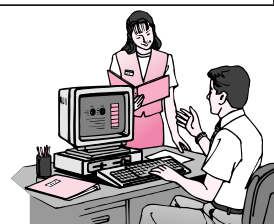
* 右表の職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する退職者、派遣職員などを含み、臨時職員および非常勤職員を除いています。

部門別職員数の状況とおもな増減理由(各年4月1日現在)

	職員数(人)		対前年増減数	おもな増減理由	
	平成15年度	平成16年度			
議会	20	20	0		
総務	361	392	31	秋田拠点センターアルヴェ設置や国体関連業務推進体制強化	
税務	107	106	△1	業務推進体制の見直し	
民生	255	262	7	子ども未来センター開設や福祉部門の体制強化	
衛生	350	347	△3	業務推進体制の見直し	
労働	3	3	0		
農水	59	57	△2	業務推進体制の見直し	
商工	24	24	0		
土木	281	272	△9	事務の統廃合	
小計(A)	1,460	1,483	23		
特別部行政	教育	528	516	△12	事務の統廃合や退職者の不補充
消防	355	356	1		
小計(B)	883	872	△11		
公営企業等	病院	455	456	1	安全管理部門の体制強化
水道	193	191	△2	退職者の不補充	
交通	93	68	△25	路線の民間移管による業務縮小	
下水道	87	88	1	上下水道一体化に向けての管理体制の強化	
その他	107	101	△6	事務の統廃合	
小計(C)	935	904	△31		
総合計(A)+(B)+(C)	3,278	3,259	△19		

職員手当の状況

職員には、給料のほか、各職員の生活実態、勤務条件の違いなどを考慮して、手当を支給しています。おもな手当は、次のとおりです。なお、退職手当は、退職したときの給料月額に、退職事由と勤続年数による一定の支給割合を乗じて支給されます。



(1) 扶養手当・住居手当・通勤手当・調整手当(平成16年4月1日現在)

扶養手当	配偶者	13,500円
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円
	配偶者が扶養親族でない職員の扶養親族のうち1人目	6,500円
	配偶者が扶養親族である職員の扶養親族のうち1人目	6,000円
	配偶者以外の扶養親族のうち2人目	6,000円
	その他の扶養親族1人につき	5,000円
16歳から22歳までの子についての加算		5,000円
住居手当	借家(限度額)	27,500円
	持家	4,000円
通勤手当	交通機関利用者(限度額)	55,000円
	交通用具利用者(限度額)	25,400円
調整手当	東京事務所に勤務する職員	給料、扶養手当等の合計額の12%
	医師	給料、扶養手当等の合計額の10%

(2) 特殊勤務手当(平成15年度)

職員全体に占める手当支給職員の割合	41.9%
1人あたりの平均支給年額	43千円
手当の種類	28種類
代表的な手当の名称	1.清掃手当 2.税務手当 3.夜間清掃手当 4.夜間特殊業務手当 5.消防手当 6.高所作業手当 7.有害物取扱手当

(3) 時間外勤務手当

区分	平成14年度	平成15年度
支給総額	524,234千円	584,074千円
1人あたりの平均支給年額	223千円	249千円

(4) 期末・勤勉手当の支給割合(平成16年4月1日現在)

支給期	区分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.40月分	0.70月分
12月期		1.60月分	0.70月分
計		3.00月分	1.40月分

職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり

(5) 退職手当

ア. 支給割合(平成16年度)

勤続年数	区分	自己都合退職	勸奨・定年退職
	20年	21.0月分	28.0875月分
	25年	33.75月分	43.335月分
	35年	47.5月分	60.99月分
最高支給限度		60.0月分	60.99月分

イ. 1人あたり平均支給額(平成15年度)

支給額	勤続年数
28,207千円	37年3月

特別職の給料等の状況(平成16年4月1日現在)

市長、市議会議員などの特別職の給料などは、次のとおりです。

区分	給料(報酬)月額	期末手当	
給料	市長	1,190,000円	
	助役	912,000円	6月期 1.60月分
	収入	833,000円	12月期 1.70月分
報酬	役	714,000円	計 3.30月分
	議長	664,000円	
	副議長	634,000円	





市職員給与の あらまし

市職員の給与などの実態を市民のみなさんにご理解いただくため、そのあらましについてご紹介します。

市職員の給与は、国や他の地方公共団体との均衡を考慮しながら、市議会の審議を経て、条例で定められています。なお、秋田市の条例で定められた現行の給与制度は、国に準じたものになっています。

問い合わせ 人事課tel(866)2012

人件費の状況

平成15年度の人件費(普通会計決算)の状況は、次のとおりです。人件費には、一般職と特別職の職員に支給する給与、報酬のほか、共済組合の負担金、退職手当、退職年金、公務災害補償費などが含まれます。

歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	平成14年度の人件費率	住民基本台帳人口
106,918,259千円	1,524,475千円	20,837,970千円	19.5%	19.0%	312,543人

(注)実質収支とは、歳入歳出差し引き額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額。
平成15年度の秋田市の実質収支は黒字となっています。

平成16年3月31日現在



職員給与費の状況

平成16年度の職員給与費(普通会計当初予算)は、次のとおりです。職員給与費は、給料と扶養・通勤・住居・時間外勤務・期末・勤勉などの諸手当で、退職手当は含まれていません。

職員数(A)	給与費				年間1人あたりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
2,410人	10,104,319千円	2,038,004千円	4,106,176千円	16,248,499千円	6,742千円

(注)職員数は、普通会計から給与が支払われている職員の数です。

市職員の給料の状況 (平成16年4月1日現在)

職員の給料は、職種、学歴、経験年数などによって決定されます。

職員構成比の高い一般行政職の給料は、次のとおりです。

(1) 初任給、経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	初任給	採用2年経過後の 給料月額	経験年数		
			5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
大学卒	170,700円	185,200円	242,672円	304,354円	359,284円
高校卒	138,800円	148,500円	200,950円	242,715円	311,038円

(2) 平均給料月額と平均年齢

平均給料月額	平均年齢
348,032円	41歳5月



一般行政職の級別職員数の状況 (平成16年4月1日現在)

職員の給料は、職務と責任の程度などに応じ、級ごとに区分されています。一般行政職の職員に適用される行政職給料表(1)は、1~7級までに分かれています。一般行政職の級別職員数とその構成比は、次のとおりです。

区分(級)	1	2	3	4	5	6	7	計				
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主事 技師	主査	主事 技師	主査	主幹主査 (係長)	課長 補佐	課長	次長	部長	
職員数(人)	13	238	246	68	28	129	228	121	107	51	27	1,256
構成比(%)	1.0	19.0	19.6	5.4	2.2	10.3	18.2	9.6	8.5	4.1	2.1	100
1年前の構成比(%)	1.0	20.9	18.5	5.8	2.8	8.7	17.9	9.4	9.1	3.9	2.0	100

(注)標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。